

宮崎駅西口駅前広場植栽移植等に関する公募実施要領

(目的)

第1条 この要領は、宮崎駅西口駅前広場整備事業で撤去する植栽について、移植や伐採（以下「移植等」という。）の費用を負担することを条件に移植等を希望する者の公募を行うことに関し必要な事項を定め、植栽の有効活用と工事に要する経費の縮減を図ることを目的とする。

(公募対象の植栽)

第2条 公募の対象となる植栽は、別図「公募対象樹木平面図」のとおりとする。

(移植等の時期)

第3条 道路法24条等の許可日から令和元年12月25日とする。

(募集期間)

第4条 令和元年9月19日から令和元年10月4日とする。

(応募資格)

第5条 植栽の移植等の申込者（以下「植栽移植等申込者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている場合を除く。）。
- (3) 次に掲げる法人等でないこと。
 - ア 役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者が含まれている法人等
 - イ 役員又は経営に参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者が含まれている法人等
- (4) 国道、県道又は市町村道において工事の実績（以下「工事实績」という。）のあるもの。若しくは、工事实績のあるものに依頼するもの。

2 植栽移植等申込者が、次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外するものとする。

- (1) 応募の様式等の記載内容に虚偽があったとき
- (2) 植栽移植等の申込に関して不正な行為があったとき
- (3) 移植等許可を受けた後に、前項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(応募方法)

第6条 応募については、「様式第1号 宮崎駅西口駅前広場植栽移植等応募申込書」(以下「応募様式」という。)にて以下の内容を記入し、第4条(募集期間)内に持参、郵送若しくは電子メールにより、以下に記載する(6)担当部局へ提出するものとする。

(1) 植栽利用の内容(移植若しくは伐採)

「移植」若しくは「伐木」を実施するのか、別表の「作業内容パターン区分表」を参考に記入する。

(2) 作業の方法

個人で応募する場合は、施工の難易度、確実性や一般交通等への安全確保等を考慮し、工事实績のある「土木」や「造園」等の専門業者へ作業を依頼することを条件とする。

(3) 作業の期間

(4) 応募者の連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス等)

(5) 応募資格の確認

法人で応募する場合は、様式第4号「役員等一覧」を合わせて提出すること。

(6) 担当部局 宮崎県 県土整備部 都市計画課 街路担当

住所：〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7192

電子メール：toshikeikaku@pref.miyazaki.lg.jp

※応募者の氏名(法人の場合は代表者名)、住所、連絡先は、応募内容の確認、応募者の選定結果の通知及び当選後連絡にのみ使用する。

(選定の方法)

第7条 応募様式に基づき移植等に関する作業体制や作業の確実性及び安全対策など総合的に評価し、宮崎県都市計画課及び宮崎土木事務所が合同で設置する選定委員会により選定する。なお、選定委員会の会議は非公開とする。

2 選定に当たっての方針は次のとおりとする。

(1) 県が指定する日時までに移植等を確実に完了すること。

(2) 別表「作業内容パターン区分表」の「選定時の優先度」の1、2の順に優先する。

なお、選定後は、作業パターンを変更することはできない。

(3) 作業内容パターンで複数応募があった場合は、次にあげる評価項目について、項目ごとに採点を行い、総合点の高い者から選定する。

| | 評価項目配点 | 配点 |
|----|--------------|-----|
| I | 作業体制、作業の確実性 | 50 |
| II | 引取を希望する量（本数） | 50 |
| 合計 | | 100 |

(4) 審査は、原則、応募書類で審査を行うこととする。ただし、必要に応じて応募者に対し、ヒアリングを実施することがある。

(5) 評価項目について、1つでも評価できない項目がある場合は選定されない。

(6) 選定後、移植等許可を行うまでの間に、辞退があった場合は、選定されなかった移植等申込者の中から新たに選定することがある。

(選定結果の通知)

第8条 選定結果については、選定後速やかに応募者へ通知するとともに、宮崎県都市計画課ホームページで公表するものとする。なお、失格または選定されなかった場合の異議申し立てについては、選定者の公表より5日間（土日・祝日を含まない）以内に書面（持参又は郵送（公表より5日以内必着））若しくは電子メールにて担当部局へ提出するものとする。

(選定後に必要な許可手続き)

第9条 選定された応募者は、宮崎土木事務所へ道路法第24条の規定による許可の申請を行う必要がある。申請書の提出にあたっては、申請書に応募様式（様式第1号）、及び選定通知書の写しを添付し、選定者の公表より10日以内に行うこととする。なお、連絡なく申請書の提出がない場合は、辞退したものと見なす。

また、別途、宮崎北警察署長に対し、道路使用許可申請書を提出し許可を受ける必要がある。なお、作業時に使用する重機、機材、作業環境などの作業内容によっては、鉄道近接工事としての取り扱いが必要となる。

(植栽移植等の許可条件)

第10条 宮崎駅西口駅前広場植栽移植等については、道路法、同法施行令のその他関係法令の規定及び次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた者は、移植等に着手するときは、着手7日前までに書面にて宮崎土木事務所長（以下、「所長」という。）に報告すること。また、移植等が完了したときは速やかに書面で報告し、確認を受けること。
- (2) 許可を受けた者は、移植等に伴う危険を防止するために必要な処置を講じること。
- (3) 許可を受けた者は、常に道路管理上支障のない状態に保つこと。
- (4) 許可を受けた者は、移植等が原因で道路管理施設等を損傷したときは、速やかに所長に届け出て、その指示に従うこと。また、移植等が原因で第三者に損害等を与えた

場合は、許可を受けた者が解決にあたること。

- (5) ロータリー周辺部の作業は、原則、夜間とする。なお、作業時間については協議による。
- (6) 許可を受けた者は、事前に作業日時や内容等について、広場利用者や周辺住民等に周知を行うこと。
- (7) 許可を受けた者は、台風などの異常気象時には、あらゆる安全確保のための必要な対策を講じ、必要に応じパトロールを行い、所長へ報告を行うこと。
- (8) 許可を受けた者は、道路管理者が緊急に求める安全対策等について、その指示に従うこと。
- (9) 許可を受けた者は、許可の内容を変更しようとするときは、改めて所長の許可を受けること。
- (10) 許可を受けた者は、移植等の目的を達することができなくなった場合、その事実が生じた日から遅滞なくその旨を所長に書面で届け出ること。
- (11) 道路管理者は、採取履行中の履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要に応じて許可を受けた者に対し指導を行う。さらに、指導を行ってもなお許可条件が守られない場合は、許可を取り消すことができる。
- (12) 許可の取消しがあったとき又は、移植等の目的を達することができなかったとき、所長は現状に復旧するなど道路管理上必要な処置を命ずることが出来る。許可を受けた者は、その指示に従い、当該措置を完了したときは所長に書面で届け出て確認を受けること。
- (13) 移植等により発生した枝葉等については、許可を受けた者が、現場より回収し搬出すること。なお、この枝葉等を産業廃棄物として処分する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に対処すること。
- (14) (1) から (13) までにかかる必要な費用等については、全て、許可を受けた者の負担とする。

(留意事項)

第11条 この要領の実施にあたって、留意すべき事項は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 移植等にかかる全ての費用は、許可を受けた者の負担とする。
- (2) 移植等の応募や申請書類（添付書類含む。）の作成及び提出に要する費用等は、応募者の負担とする。
- (3) 道路管理者等は、第三者の事故を未然に防止する観点から、平常時の巡視等において移植等の実施状況を確認する。その結果に基づき、必要に応じて許可を受けた者に指導を行うことがある。
- (4) 許可を受けた者が移植等を行う際には、植栽の搬出の際に周辺に迷惑等をかけることがないように指示する場合がある。
- (5) 移植等は、許可を受けた者の責任において行うものであるため、移植等の作業中の自損事故の処理や移植後の事故など、第三者への加害に対する損害賠償等は許可を受

けた者の責任において処理することとする。

- (6) 移植後の植栽は許可を受けた者に帰属する。
- (7) 県は、移植後、植栽が枯死した場合や倒木した場合などの責任や補償は一切負わない。また、その処理やそれに要する費用負担は、許可を受けた者が行うものとする。
- (8) 道路施設等に対する損害については、道路管理者等が復旧する場合を含めて、許可を受けた者に対し、復旧に要する費用負担を求めることがある。
- (9) 道路管理者等は必要に応じて、作業の停止、中止を指示する。この場合、許可を受けた者は、この指示に従うものとし、これらかかる費用負担も許可を受けた者とする。

様式第1号

宮崎駅西口駅前広場植栽移植等応募申込書

令和 年 月 日

宮崎県 都市計画課長 殿

応募者

住所 〒

〇〇市〇〇町〇-〇

氏名 〇〇 〇〇 印

令和元年9月19日付けで公募された、宮崎駅西口駅前広場内の植栽の移植等について応募します。

記

- 1 植栽利用の内容（移植等にかかる全ての費用等は、応募者の負担となります。）
以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

移植を行う。

| 樹種 | 番号 ^(注1) | 本数 | 移植先 |
|------------|--------------------|----|-----|
| クスノキ | | | |
| ワシントンニアパーム | | | |

注1：(別図) 公募対象樹木平面図の番号を記載してください。

伐採して有効活用を図る。

| 樹種 | 番号 ^(注1) | 本数 |
|------------|--------------------|----|
| クスノキ | | |
| ワシントンニアパーム | | |

注1：(別図) 公募対象樹木平面図の番号を記載してください。

2 作業の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

①国道、県道又は市町村道において移植等の実績、若しくは工事实績がある。

- 実績がある (②の回答へ)
- 実績がない (③の回答へ)

②代表する工事实績を記入してください。

何時 : 平成 年 月 から約 日間

場所 : ○○市○○町○○番地 (○道 ○○線)

工事名 :

発注者 :

(工事内容を記入してください。)

③工事实績のあるものへ依頼する。

- 依頼先が決定している。(④の回答へ)
- 依頼先が決定していない。(⑤の回答へ)

④依頼先と代表する工事实績を記入してください。

依頼先 :

何時 : 平成 年 月 から約 日間

場所 : ○○市○○町○○番地 (○道 ○○線)

工事名 :

発注者 :

(工事内容を記入してください。)

⑤依頼先が決定していないことについて

- 依頼先は決定していないが、依頼予定者と協議を進めている。
- 選定の結果を待って、協議を行う予定。
- その他

(その他を選んだ場合、その理由等を記入してください。)

3 作業の期間

作業予定期間 道路法24条等の許可日から令和元年 月 日)
(実作業日数 ○日間)

4 応募者の連絡先

電話番号(携帯可): ○○○-○○○○-○○○○

緊急連絡先 : ○○○-○○○○-○○○○

FAX番号 : ○○○○-○○-○○○○

メールアドレス : ○○○○

※FAX、メールアドレスは、ある場合のみ記入してください。

5 応募資格について(各項目を確認し、チェックを入れること。)

※全てにチェックが入っていない方は、「応募資格」がありません。

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- 会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている場合を除く。)
- 次に掲げる法人等でないこと。
 - ア 役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者が含まれている法人等
 - イ 役員又は経営に参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者が含まれている法人等
(法人で応募する場合は、様式第4号「役員等一覧」を合わせて提出すること。)
- 直近1年間の税を滞納していないこと。

6 その他(各項目を確認し、チェックを入れること。)

※全てにチェックが入っていない方は、選出されません。

- 要領「第9条 選定後に必要な許可手続き」について、同意する。
- 要領「第10条 植栽移植等の許可条件」について、同意する。
- 要領「第11条 留意事項」について、同意する。

様式第2号

文書番号
令和元年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名 殿

宮崎県都市計画課長

宮崎駅西口駅前広場植栽移植等申込の審査結果について（通知）

宮崎駅西口駅前広場植栽移植等については、あなたが〇〇の移植（もしくは伐採）予定者に選出されました。

つきましては、「宮崎駅西口駅前広場植栽移植等に関する公募実施要項」第9条の規定による許可の手続き速やかに行ってくださいようお願いいたします。

なお、申請手続等につきまして御不明な点等ありましたら、下記までお問い合わせください。

記

1 問い合わせ先

宮崎県 都市計画課 街路担当 日高、甲斐
電 話 0985-26-7192

なお、道路法24条許可申請につきましては、宮崎土木事務所管理担当へお問い合わせください。（電話0985-26-7286）

様式第3号

文書番号
令和元年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名 殿

宮崎県都市計画課長

宮崎駅西口駅前広場植栽移植等申込の審査結果について（通知）

宮崎駅西口駅前広場植栽移植等については、あなたは〇〇の移植（もしくは伐採）予定者に選出されませんでした。

なお、御不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

記

1 問い合わせ先

宮崎県 都市計画課 街路担当 日高、甲斐
電 話 0985-26-7192